

税務あれこれ⑬

平成23年度の税制改正の行方について

Q. 昨年末に平成23年度の税制改正が発表されましたが、民主党や自民党などの関係上、話は進んでいないのでしょうか？役員報酬の件などもありお聞かせ下さい。

A.

1. 現況

6月10日に提出された税制改正法が成立し、6月30日に公布・施行されています。

2. 変更点

目玉であった幾つかの項目について、見送りになっています。

① 法人税

- ・法人税実効税率5%の軽減 → 見送り
- ・課税ベースの拡大 → 見送り

② 所得税

- ・給与所得控除の見直し（所得が多い者からの増税） → 見送り
- ・退職所得控除の見直し（≒天下りの退職金税制） → 見送り
- ・成年扶養控除の見直し → 見送り

③ 相続税

- ・相続税の基礎控除（課税されない金額が下がる増税）・税率構造 → 見送り
- ・贈与税の税率構造の緩和・精算課税対象の拡大 → 見送り

④ 消費税

- ・免税事業者要件の厳格化 → 当初の通り変更なし（但し、平成25年1月1日以降）
- ・売上が5億円以上の場合の計算方法変更 → 当初の通り変更なし（実質増税）

このように見て来ると、菅総理が打ち出した目玉的な改正は鳴りを潜めてしまった印象があります。総合的に消費税の改正に主だった変更がないのみで、懸念していた項目は一先ず棚上げになりました。

税務レポート 2011.7.5号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp